



高崎市内で転居された方へ



以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、担当課の窓口で手続きをしてください。
各市民サービスセンターでは、住民異動届の際に◎印の事務のみを取り扱います。

令和7年度版

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
◎ 国民健康保険	転居届の際に住所変更の手続きを してください。	●マイナンバーカードまたはマイ ナンバーのわかるものと身分証明 書（資格情報のお知らせ又は資格 確認書等の当日交付を希望する場 合は写真付身分証明書） ●代理申請の場合は代理人の写真 付身分証明書、委任状 ●転居前の資格情報のお知らせ又 は資格確認書	保険年金課 資格賦課担当	1階 ◎9
国民健康保険 （給付）	限度額適用認定証、限度額適用・ 標準負担額減額認定証の住所変更 等	●マイナンバーカードまたはマイ ナンバーのわかるものと身分証明 書 ●（お持ちの方は）基礎年金番号 通知書（または年金手帳）	保険年金課 国保担当	1階 ◎8
国民年金 （第1号被保険者）	手続き不要	●日本年金機構に住 所地以外の送付先を 指定している方は、 手続きを要する場合 があります。	保険年金課 年金担当	1階 ◎15
公的年金受給者				
◎ 後期高齢者医療	転居届の際に住所変更の手続きを してください。	●特定疾病療養受療証（該当者の み） ●マイナンバーカードまたはマイ ナンバーのわかるものと身分証明 書 ●代理申請の場合は、代理人の写 真付身分証明書、委任状	保険年金課 医療給付担当	1階 ◎10
介護保険	窓口で、介護保険被保険者証、介 護保険負担割合証、介護保険負担 限度額認定証の住所を変更しま す。	●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証※2 ●介護保険負担限度額認定証※2 （※2は、該当者のみ）	介護保険課 介護保険料担当	2階 ◎25
※1 介護保険施設 特別養護老人ホーム、 有料老人ホーム、 サービス付高齢者向 け住宅、ケアハウス等	証保高 を険崎 お被市 持保の ちの介 者護 方	外保転 の険居 方施先 ※設が 1等介 以護 等護転 の保居 方険先 ※施が 1設介	転居日を含む14日以 内に、要介護・要支援 の認定申請（継続申 請）の手続きをしてく ださい。	●介護保険料について 転居した月分から高崎市 に介護保険料を納めてい たいただきます。 原則翌月に、介護保険料 のお知らせと納付書をお 送りしますので、納付書 または口座振替で納めて ください。
◎ 福祉医療費助成 （高校3年生世代ま での子ども、母子・ 父子家庭、重度心身 障害者）	福祉医療費受給資格者証の変更届 ●母子・父子家庭、重度心身障害 者の方で世帯状況等に変更があっ た場合は申し出てください。必要 な手続きをご案内します。	●受給資格者本人の健康保険情報が 確認できるもの（マイナ保険証、資 格確認書、被保険者証、組合員証ま たは加入者証） ●受給資格者本人及び被保険者（国 民健康保険は世帯主）のマイナン バーカードまたはマイナンバーの分 かるもの ●申請者の本人確認書類、代理申請 の場合は代理人の本人確認書類 ●福祉医療費受給資格者証	保険年金課 医療給付担当	1階 ◎10
◎ 高齢者医療費助成 （市民税非課税世 帯の68・69歳）	高齢者医療費受給資格者証の変更届	●受給資格者本人の健康保険情報が 確認できるもの（マイナ保険証、資 格確認書、被保険者証、組合員証ま たは加入者証） ●受給資格者本人と世帯全員のマイ ナンバーのわかるもの ●申請者の本人確認書類、代理申請 の場合は代理人の本人確認書類 ●高齢者医療費受給資格者証	保険年金課 医療給付担当	1階 ◎10
児童手当受給者	住所変更届	右記担当にご相談ください。 ●受給者、または児童が転居した際 は手続きが必要です。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ◎13

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
保育所等の利用を申込中又は利用中の方	住所変更 ●世帯状況等に変更があった場合は、その旨申し出てください。必要な手続きをご案内します。	右記担当にご相談ください。	保育課 保育担当	1階 ⑫
小中学生のいる方	市民課での転居手続き終了後、教職員課にお越しください。 住所で指定された学校を確認します。 転居後も引き続き現在校への通学を希望される場合は、指定学校変更の手続きが必要になります。	右記担当にご相談ください。	教職員課 学事担当	16階
住民基本台帳カード マイナンバーカード	転居届の際に住所変更の手続きをしてください。	●住民基本台帳カード ●マイナンバーカード (暗証番号の入力が必要です。)	市民課 住民記録担当	1階 ⑦
児童扶養手当 受給資格者	児童扶養手当変更届	右記担当にご相談ください。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬
特別児童扶養手当 受給資格者	住所変更届			
交通遺児手当	交通遺児手当変更届			
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	住所変更届	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●写真(精神障害者保健福祉手帳の方) ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書	障害福祉課	1階 ③
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当受給者	住所変更届	●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるものと写真付身分証明書		
自立支援医療受給者 (精神通院・更生・育成)	住所変更届 支給認定の申請	右記担当にご相談ください。		
高崎市内に土地・建物 をお持ちの方	転居したことを資産税課へご連絡ください。 (TEL 027-321-1222)		資産税課 管理償却資産担当	2階 ⑳
原動機付自転車 (125cc以下) 農耕用などの 小型特殊自動車	住所・定置場所の変更届をしてください。	●標識交付証明書 ●本人確認できるもの	資産税課 税務証明担当	2階 ㉓

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
水道を使用する方	水道（下水道）使用開始及び中止の手続きをしてください。 （TEL 027-321-1283） （FAX 027-326-6501） 電子申請でもお手続きできます。	●本人確認書類 右記担当にご相談ください。	料金課 料金担当	1階 ⑪

●以上の業務は、本庁および各支所で手続きができます。詳細は、下記へお問い合わせください。担当課へお繋ぎします。
【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

高崎市役所（本庁）	TEL 027-321-1111（代表）	高崎市倉渕支所	TEL 027-378-3111（代表）
高崎市箕郷支所	TEL 027-371-5111（代表）	高崎市群馬支所	TEL 027-373-1211（代表）
高崎市新町支所	TEL 0274-42-1234（代表）	高崎市榛名支所	TEL 027-374-5111（代表）
高崎市吉井支所	TEL 027-387-3111（代表）		

○その他の手続き

運転免許証	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 ●群馬県総合交通センター TEL 027-253-9300	
軽自動車の二輪 （126cc～250cc） 小型自動車の二輪 （251cc以上） 軽自動車 （三輪・四輪）	住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 軽二輪 <input type="checkbox"/> 小型二輪 ●関東運輸局 群馬運輸支局 TEL 050-5540-2021 <input type="checkbox"/> 軽自動車 ●軽自動車検査協会 群馬事務所 TEL 050-3816-3109	
郵便物の転送	郵便局で転居届を行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、最寄りの郵便局へお問い合わせください。	

○ごみの出し方について

各地域の家庭ごみの分け方・出し方については、市ホームページをご確認ください。
不明な点は一般廃棄物対策課（TEL 027-321-1253）までお問い合わせください。

は出
ご
こ
し
み
の
ち
方
に
分
つ
け
い
方
で
・

